



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社帝国ホテル  
代表者名 代表取締役社長 定 保 英 弥  
(コード番号 9708 東証第二部)  
問合せ先 総務部長 徳 丸 淳  
(Tel 03-3504-1111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 174 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社定款におきましては、社外取締役および社外監査役を対象に、責任限定契約を締結できるように規定しておりますが、今般、会社法第 427 条の改正により責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう定款第 24 条および第 31 条の規定を変更するものであります。なお、定款第 24 条の変更につきましては、監査役会の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
第 24 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項に規定する <u>社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u> 。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 24 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項に規定する <u>社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u> 。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

以上